

しまなみ中国やまなみ沿線連絡協議会観光客誘致促進事業（募集型企画旅行）実施要項

（目的）

第1条 この要項は、しまなみ中国やまなみ沿線連絡協議会（以下「当協議会」という。）が、その予算内で、募集型企画旅行により当協議会内への送客を行う旅行会社を通じて、その情報発信経費（チラシ代、広告宣伝費等）及びツアーに係る経費の一部を助成することにより、当協議会内への誘客促進を図ることを目的とする。

（助成申請者）

第2条 旅行業法（昭和27年法律239条）第3条の規定に基づく旅行業登録を受けている旅行会社とする。

（助成期間）

第3条 旅行の完了日が平成31年6月1日から平成32年2月28日までであること。

（助成要件）

第4条 以下の条件を全て満たす募集型企画旅行であること。

- （1）発地は国内外全域で、協議会内への日帰り及び泊（泊数は関係ない）を伴うものとする。
- （2）日帰り又は宿泊、両企画とも協議会内で完結すること。
- （3）日帰りは、協議会内観光施設に2か所以上及び食事をとること（弁当も可）。宿泊の場合は2か所以上の観光施設入場と1回は食事をとること（朝食は除く）。
- （4）最低催行人員は20名以上とする。
- （5）他の助成金と重複することは構わない。
- （6）天災地変、天候不順、交通機関の運休などの理由により、本事業の実施要件を満たすことが不可能な場合は、助成金交付適用外とする。

（助成対象経費）

第5条 申請の先着順に助成し、事業予算を超えた場合は終了とする。

（助成額）

第6条 1申請につき日帰りは20,000円 宿泊（1泊以上は同金額）は30,000円とし、一申請者に付き、日帰りは40,000円、宿泊は60,000円を限度とする。（同会社で支店営業所が異なれば申請可能）

（助成金の申請手続き）

第7条 申請者は、助成金申請書（様式第1号【募集型】）および関係書類を、出発日の14日前（14日前が土日祝の場合は、直前の当協議会の営業日）までに郵送で提出。

- ・募集チラシを同封すること

(実績報告)

第8条 申請者は実績報告書(様式第2号【募集型】)及び次に掲げる書類を、旅行実施後2週間以内に郵送にて提出。

- ① 最終日程表(お客様に提示した日程表)
- ② 宿泊費、昼食代及び観光地の支払い又は入場が証明できるもの。(クーポンの写し、領収書、請求書など)

(変更・中止)

第9条 申請者は旅程の変更等に伴い助成要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更・中止申請書(様式第3号【募集型】)を当協議会へ郵送にて提出。

(助成金交付決定)

第10条 当協議会は、前条の書類を審査し、適当と認めたときは助成金の交付の決定、及び助成金額を決定し、速やかに交付決定通知を申請者に郵送する。

(助成金の支払い)

第11条 申請者は前条の通知があった場合は、請求書を当協議会に提出

(交付決定の取消等)

第12条 当協議会は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、助成金交付の決定を取消し、又は変更することがある。この場合において、既に助成金が交付されている場合は、その全部又は一部の返金を命ずることがある。

- (1) 本要項の助成金交付の条件に違反したとき。
- (2) 本要項により、当協議会に提出した書類に偽りがあったとき。
- (3) その他助成金交付において、不正行為があったとき。

参考資料

・しまなみ中国やまなみ沿線連絡協議会加盟市町村(全12市町)

1、愛媛県今治市	2、愛媛県越智郡上島町	3、広島県尾道市	4、広島県福山市	5、広島県三原市	6、広島県竹原市	7、広島県府中市	8、広島県世羅郡世羅町	9、広島県庄原市	10、広島県三次市	11、島根県雲南市	12、島根県松江市
----------	-------------	----------	----------	----------	----------	----------	-------------	----------	-----------	-----------	-----------

しまなみ中国やまなみ沿線連絡協議会事務局

(一社)尾道観光協会

〒722-0036 広島県尾道市東御所1-20 JB本四高速尾道ビル

TEL0848-36-5495 Fax0848-22-2201